

東都医保発第 1559 号
(地区第 932 号)
令和 2 年 8 月 20 日

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について日本医師会より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られるほか、初期症状として嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっており、こうした症状を呈している方に対しては速やかに帰国者・接触者外来等の受診を促すとともに、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方で、発熱や呼吸器症状などを呈している方に対しても、検査の実施に向け積極的な対応をお願いしたいとのことです。

なお、集合契約締結の迅速化については、令和2年8月19日付東都医保発第1551号（地区第928号）「新型コロナウイルスのPCR検査（唾液）等の保険適用に伴う行政検査の集合契約方法の変更について」にてお知らせしたように、東京都においては地区医師会が医療機関からの申請書類等を受理し、申請書並びに図面等の内容を確認した時点で唾液を用いたPCR検査の実施・算定ができるようになりました。

つきましては、貴会におかれましてもこのことについてご承知おきいただきますとともに、引き続き集合契約による行政検査へのご協力をお願い申し上げます。



(公社)東京都医師会 医療保険課 副島、近藤
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に対する更なる検査体制の強化については、令和2年7月22日付「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて」（健Ⅱ220F）においてお知らせしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られるほか、初期症状として嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっており、こうした症状を呈している方に対しては速やかに帰国者・接触者外来等の受診を促すとともに、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方で、発熱や呼吸器症状などを呈している方に対しても、検査の実施に向け積極的な対応を依頼する旨、別添のとおり厚生労働省より各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、行政検査について以下の点に留意したうえで、検査体制を整備することを求めています。

- 行政検査の委託契約に関し、既に締結済みの委託契約については、新たな検査方法が追加された場合でも、契約当事者の異議がある場合を除き、改正後の取り扱いとみなし、新たな検査方法に関する委託契約を締結し直す必要はないこと（注1）
- 契約を希望する医療機関が適切な感染対策が講じられていることを表明（電話等）した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして委託契約の締結を行うこと（注2）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

注1：新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正等について
（令和2年6月26日付）（健Ⅱ193）（保117）

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2020ken2_193.pdf

注2：新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて
（令和2年7月22日付）（健Ⅱ220F）

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2020ken2_220.pdf

事務連絡
令和2年8月3日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られ、また、初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっています。

こうした症状を呈している方に対しては、年齢を問わず、速やかに帰国者・接触者外来等の受診を促すなど、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

併せて、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や呼吸器症状などを呈している方に対しても、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、以下の点にご留意いただき、検査体制の整備にご協力いただくようお願いいたします。

- ・行政検査の委託契約（集合契約含む。以下同じ。）に関し、既に締結済みの委託契約については、新たな検査方法が追加された場合でも、契約当事者の異議がある場合を除き、改正後の取り扱いとみなし、新たな検査方法に関する委託契約を締結し直す必要はないこと^{（注1）}
- ・契約を希望する医療機関が適切な感染対策が講じられていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして委託契約の締結を行うこと^{（注2）}

注1：「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最

終改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644313.pdf>

注2 : 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについて (再周知)」 (令和2年7月17日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000650460.pdf>